

◎新潟県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新津村松線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市本町一丁目 4802 番 3 から	新	10.0～20.1メートル	283.2メートル
同市南本町二丁目899番 1 まで	旧	9.4～20.7メートル	283.9メートル

備考 路線の重用

全区間県道新潟村松三川線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市本町一丁目 4802 番 3 から	新	10.0～20.1メートル	283.2メートル
同市南本町二丁目899番 1 まで	旧	9.4～20.7メートル	283.9メートル

備考 路線の重用

全区間県道新津村松線と重用